

(仮称) 福祉のまちづくり条例骨子(案) 令和2年度第2回懇話会発言等対応内容

○発言等内容及び対応内容

対象箇所	発言等内容	発言等に対する対応内容
1 目的 本文1行目 ※他該当箇所多数	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生」という単語は単体で使われることが少なく聞き慣れない。一般的には「地域共生社会」という一つの単語として用いられる。 ・「地域共生の」と「福祉の」と言う2つの修飾語がまちづくりにかかっている。 ・「地域共生社会」という表現の方が一般的ではないか。 	御指摘を踏まえて「地域共生の福祉のまちづくり」を「地域共生社会の実現に向けたまちづくり」に修正しました。
1 目的 本文3行目	※市役所内部で、条例としては「並びに」ではなく「及び」を用いるのが正しいという意見がありました。	意見を踏まえて修正しました。
1 目的 本文5行目	※市役所内部で、「人生を享受できる」を「人生を送ることができる」に修正してはどうかという意見がありました。	意見を踏まえて修正しました。
2 定義(2) 本文1行目		文中の体裁を統一するために「子ども及び子育て世帯」を「子ども・子育て世帯」に修正しました。
2 定義(2) 本文1行目	・「障がい者」を「障がい児者」に改めて、障がい児についても明確に位置付けてはどうか。	「障がい児」については、障がい者としての括りではなく、区別無く子どもとして見なして欲しいという意見もありますが、成長過程における特別な支援の必要性を考慮し「障がい児・障がい者」と明記しました。
2 定義(2) 本文4行目	・福祉のまちづくりにおける支援対象者として、色々な対象者が漏れないように具体的に記載されているが、最近はそのような支援対象者を支援する方への支援という視点も必要だという認識が広がってきている。	御指摘を踏まえて「～全ての市民及びそうした市民を支える親族をいう。」に修正しました。
2 定義(3) 本文	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮という単語は使われ始めてから日も浅く、一般の認知度はまだまだ低いと思う。 ・しかし、定義が分かりづらいので、もっと分かりやすくした方がいいと思う。 	他都市の条例等を参考に、より分かりやすい表現について検討中です。

対象箇所	発言等内容	発言等に対する対応内容
3 基本理念（2）見出し		※趣味の活動に対して「参画」という表現は一般的ではないため削除しました。
4 各担い手の役割 見出し		※1 目的で事業者等の役割と市の責務について記載していることから、見出しを「各担い手の役割・責務」に修正しました。
4 各担い手の役割 （1）ウ 2行目 （2）ア 2行目 ウ 1行目		※趣味の活動に対して「参画」という表現は一般的ではないため「参加」に修正しました。
4 各担い手の役割 （4）見出し		※1 目的で事業者等の役割と市の責務について記載していることから、見出しを「市の責務」に修正しました。
4 各担い手の役割 （4）ケ 2行目		※「参画」の「参加」への修正に合わせて「～活動への参加を～」に修正しました。